

保護預り規定

1. (保護預り品の内容物の範囲)

- (1) この保護預りでは、次に掲げるものを封緘したうえ預けてください。
 - ①公社債券、株券その他の有価証券
 - ②預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類
 - ③貴金属、宝石その他の貴重品
 - ④前各号に掲げるものに準ずると認められるもの
- (2) 当金庫は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは保護預りをおことわりすることがあります。

2. (契約期間等)

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとし、契約期間満了日までに預け主または当金庫から解約の申し出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

3. (手数料)

- (1) この保護預りの手数料は、年間基本料と開封料があり次によりお支払いください。
 - ①年間基本料は当金庫所定の金額により1年分を前払いするものとし、毎年4月1日(休日の場合は翌営業日)に、預け主が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、払戻請求書または小切手の提出によらず払戻のうえ、手数料に充当します。なお、新規契約時の金額は契約日の属する月を1か月としてその月から最初に到来する3月までを月割計算により支払ってください。
 - ②開封料は、申し込み後に保護預り袋を開封する1回毎に都度支払ってください。支払方法は、預け主が指定した預金口座から普通預金・総合口座通帳、払戻請求書または小切手の提出によらず払戻、または現金とします。
- (2) 手数料は諸般の事情により変更することがあります。変更後の手数料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。
- (3) 契約期間中に解約があった場合の年間基本料は返却いたしません。また、解約時の開封料はいただきません。

4. (保護預り品の受渡し)

保護預り品の受け渡しを請求するときは、預け主または預け主があらかじめ届出た代理人が当金庫所定の保護預り品引出依頼書に届出の印章により記名押印して、保護預り証書(以下「証書」という。)とともに提出してください。

5. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。



6. (届出事項)

- (1) 証書や印章を失ったとき、また印章、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) 届出のあった名称、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を送付した場合には延着しまたは到達しなかったときでも通常到達したものとみなします。

7. (証書、印章の喪失時の取扱い)

証書または印章を失った場合の保護預り品の返還または証書の再発行は、当金庫所定の手続き後に行ないます。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

8. (印鑑照合)

証書、保護預り品引出依頼書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて保護預り品の受渡し（返還）その他の取扱いをいたしましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

9. (損害の負担等)

- (1) 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当金庫の責めによらない事由により、保管施設の故障等が発生したため、保護預り品の受渡（返還）の申し出には直ちに応じられない場合であっても、このために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) 前項の事由による保護預り品の内容物の紛失、滅失、き損、変質等の損害についても当金庫は責任を負いません。
- (3) 預け主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または保護預り品の内容物の変質等により、当金庫または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

10. (反社会的勢力との取引拒絶)

この保護預りは、第 11 条第 3 項第 1 号、第 2 号 A から E および第 3 号 A から E のいずれにも該当しない場合に使用することができ、第 11 条第 3 項第 1 号、第 2 号 A から E または第 3 号 A から E の一にでも該当する場合には、当金庫はこの保護預りの申込みをおことわりするものとします。

11. (解約等)

- (1) この契約は、預け主の申し出によりいつでも解約することができます。この場合、証書の受取欄に届出の印章により記名押印のうへ証書を提出し、保護預り品を引取ってください。なお、証書または印章を失った場合に解約するときは、このほか第 7 条に準じて取扱います。
- (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをとってください。第 2 条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。
 - ① 預け主が手数料を支払わないとき
 - ② 預け主について相続の開始があったとき
 - ③ 預け主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または保護預り品の内容物の変質等により、当金庫もしくは第三者に損害を与え、またはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
 - ④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
 - ⑤ 預け主または代理人がこの規定に違反したとき



千葉信用金庫

<https://www.shinkin.co.jp/chibaskb/>

- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預け主との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの保護預りの利用を停止し、または預け主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうえ保護預り品を引取ってください。
- ①預け主が当金庫との取引開始時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ②預け主または代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③預け主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次のAからEに該当する行為をした場合
- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
- E. その他AからDに準ずる行為
- (4) 前3項による保護預り品の引取り手続きが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間満了日の属する月の翌月から引取りの日の属する月までの手数料相当額を月割計算により支払ってください。なお、当金庫はこの遅延損害金を引取りの日に第3条第1項の方法に準じて自動引き落としすることができるものとします。
- (5) 第1項から第3項による保護預り品の引取り手続きが3か月以上遅延したときは、当金庫は開封のうえ保護預り品の内容物を別途管理しもしくは一般に相当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には、廃棄することができるものとします。なお、当金庫は開封に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は預け主の負担とします。
- (6) 手数料、遅延損害金その他預け主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当金庫から請求がありしだい支払ってください。

12. (保護預り品の一時引取り等)

- (1) 保護預り品の保管施設の修繕または移転その他やむを得ない事由により、当金庫が保護預り品の一時引取りを求めたときは、直ちにこれに応じてください。
- (2) 前項の事由が生じたときは、当金庫は預け主にあらかじめ通知することにより当金



千葉信用金庫

<https://www.shinkin.co.jp/chibaskb/>

庫の本支店または当金庫が相当と認める第三者に保護預り品の保管を委託することができるものとします。

13. (緊急措置)

法令の定めるところにより保護預り品の内容物の開示もしくは引渡しを求められたとき、または店舗の火災、保護預り品の異変等緊急を要するときは、当金庫は開封し、その他臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

14. (譲渡、転貸等の禁止)

この契約による預け主の権利及び証書は譲渡または質入れすることはできません。

15. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、ホームページへの掲載その他相当の方法で公表することにより変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(2020年4月1日)



千葉信用金庫

<https://www.shinkin.co.jp/chibaskb/>